

総社市告示第 1 1 号

総社市認知症見守りGPS購入費等助成事業実施要綱（平成29年総社市告示第16号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月23日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動条号」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動後条号」という。）が存在する場合には、当該移動条号を当該移動後条号とし、移動条号に対応する移動後条号が存在しない場合には、当該移動条号（以下「削除号」という。）を削り、移動後条号に対応する移動条号が存在しない場合には、当該移動後条号（以下「追加条号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、<u>認知症高齢者等の徘徊による事故を未然に防止するとともに、安全を確保するため、GPS機器の購入費等を助成することにより、その家族の経済的及び精神的負担の軽減を図り、安心して介護ができる環境を整備することを目的とする。</u></p> <p><u>(定義)</u></p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>認知症高齢者等</u> 65歳以上の者又は介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項第2号若しくは同条第4項第2号に該当する者であつて、<u>記憶障害、失見当等のある状態にあるものをいう。</u></p> <p>(2) <u>徘徊高齢者等</u> <u>徘徊が認められる認知症高齢者等であつて、市内に住所を有し、かつ、居住する者をいう。</u></p> <p>(3) <u>GPS機器</u> <u>主たる機能が、GPS（全地球測位システム）により遠隔地から所在位置を探索するための情報を発信するものである、携帯型</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、<u>認知症高齢者等の事故を未然に防止し安全を確保するため、GPS（全地球測位システム）を活用した専用端末装置及び付属機器（以下「装置」という。）の利用に係る初期費用を助成することにより、その家族の経済的及び精神的負担の軽減を図り、安心して介護ができる環境を整備することを目的とする。</u></p>

改正後	改正前
<p><u>の端末（携帯電話を除く。）をいう。</u>  （助成対象者）  <u>第3条</u> 助成対象者は、<u>市内に住所を有し、徘徊高齢者等を在宅で介護している同居の家族とする。</u></p> <p>（助成対象経費）  <u>第4条</u> 助成対象経費は、<u>G P S機器の購入又は貸借に係る次に掲げる費用とする。</u>  （1）<u>G P S機器本体及び付属機器の購入代金</u>  （2）<u>徘徊による事故を未然に防止するとともに、安全を確保することが見込まれる、前号の機器の購入時に併せて購入する付帯機器の購入代金</u>  （3）<u>前2号に規定する機器を貸借する場合における、契約に必要な加入手数料及び登録手数料</u>  2 助成は徘徊高齢者等1人につき1回限りとする。</p> <p>（助成額）  <u>第5条</u> 略  （申請）  <u>第6条</u> 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、<u>G P S機器を購入又は貸借する前に、総社市認知症見守りG P S購入費等助成申請書に見積書を添えて、市長に提出しなければならない。</u>  （助成決定等）  <u>第7条</u> 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査の上、助成の適否を決定し、<u>当該申請者に対し、総社市認知症見守りG P S購入費等助成決定（却下）通知書により通知するものとする。</u>  （請求及び支給）  <u>第8条</u> 前条の規定により助成の決定を受けた者は、<u>G P S機器の導入後速やかに、総社市認知症見守りG P S購入費等助成金請求書に、領収書又は契約書等の請求額を証する書類の写しを添えて、市長に提出しなければなら</u></p>	<p>（助成対象者）  <u>第2条</u> 助成対象者は、次の各号のいずれかに該当する者（以下「徘徊高齢者等」という。）を在宅で介護している同居の家族とする。<u>ただし、助成対象者及び徘徊高齢者等は、市内に住所を有し、かつ、居住するものに限る。</u>  （1）<u>65歳以上であって認知症による徘徊が認められるもの</u>  （2）<u>介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項第2号又は同条第4項第2号に該当し、認知症による徘徊が認められるもの</u>  （助成対象経費）  <u>第3条</u> 助成対象経費は、<u>装置の購入又は貸借に係る初期費用とする。</u></p> <p>2 助成は徘徊高齢者等1人につき1回限りとし、<u>装置の破損又は紛失等による再購入費用等は、助成の対象としない。</u></p> <p>（助成額）  <u>第4条</u> 略  （申請）  <u>第5条</u> 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、<u>装置を購入又は貸借する前に総社市認知症見守りG P S購入費等助成申請書に見積書を添えて、市長に提出しなければならない。</u>  （助成決定等）  <u>第6条</u> 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査の上、助成の適否を決定し、<u>申請者に対し総社市認知症見守りG P S購入費等助成決定（却下）通知書により申請者に通知する。</u>  （請求及び支給）  <u>第7条</u> 前条の規定により助成の決定を受けた者は、<u>当該装置の導入後速やかに、総社市認知症見守りG P S購入費等助成金請求書に領収書又は契約書等の請求額を証する書類の写しを添えて、市長に提出しなければなら</u></p>

改正後	改正前
<p>らない。</p> <p>2 市長は、前項の請求書を受理したときは、内容を審査の上、助成金を支給する<u>ものとする</u>。</p> <p>(助成金の返還)</p> <p><u>第9条</u> 略</p> <p>(その他)</p> <p><u>第10条</u> 略</p>	<p>い。</p> <p>2 市長は、前項の請求書を受理したときは、内容を審査の上、助成金を支給する。</p> <p>(助成金の返還)</p> <p><u>第8条</u> 略</p> <p>(その他)</p> <p><u>第9条</u> 略</p>

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。